④　当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する筆記試験に関する資料等が指定されていること。

⑤　当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

四　7　（略）

通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

㈠　地域限定通訳案内士の育成及び確保

外国人観光旅客に対する適切な接遇を図るためには、通訳案内士による通訳案内の機会を充分確保することが必要である。しかしながら、地域によってはその固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に対応することができる通訳案内士が不足しており、当該地域での外国人観光旅客に対する適切な接遇が図られていない状況にある。

このような状況に対処するため、当該地域を管轄する都道府県知事は、地域限定通訳案内試験の実施、地域限定通訳案内士に対する研修等を通じて地域限定通訳案内士の育成及び確保を図り、外国人観光旅客に対する接遇の向上に努めることとする。

㈡・㈢　（略）

五　その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興については、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体その他の関係団体、全国通訳案内士及び地域通訳案内士並びに旅行業者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

四　6　（略）

外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

（削る）

五　その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

㈠・㈡　（略）

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興については、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内士試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内士並びに旅行業者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

（地域限定通訳案内士試験実施基準の廃止）

第二条　地域限定通訳案内士試験実施基準（平成十八年国土交通省告示第七百三十七号）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成三十年一月四日から施行する。

○観光庁告示第三号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるものを次のように定め、平成三十年一月四日から適用する。

平成三十年一月四日

観光庁長官　田村明比古

旅行業法施行規則第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるもの

旅行業法施行規則（以下「規則」という。）第十二条第三項の規定に基づき観光庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　規則第十二条第一項第二号の旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識のうち、航空運送に係る運送約款に関する知識

二　規則第十二条第一項第三号イの本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識のうち、航空運送に係る利用料金に関する知識

三　規則第十二条第一項第三号ロのその他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力のうち、本邦内の地理等に関する知識

○観光庁告示第四号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第四十八条において準用する同規則第三十六条第三号、第四号及び第六号の規定に基づき、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、平成三十年一月四日から適用する。

平成三十年一月四日

観光庁長官　田村明比古

旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示

1

旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容の基準

旅行業法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条において準用する同規則第三十六条第三号の告示で定める旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容の基準は、次に掲げるものとする。

一　別表上欄第一号及び第二号に掲げる事項について行うものであること。

二　別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

2

旅行サービス手配業務取扱管理者研修の方法の基準

規則第四十八条において準用する同規則第三十六条第三号の告示で定める旅行サービス手配業務取扱管理者研修の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一　あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。

二　特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。

三　不正な受講を防止するための措置を講じること。